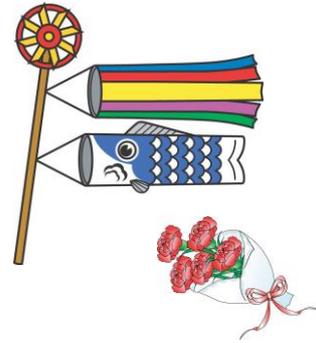


御社の「人材」を「人財」に変えるお手伝いをいたします

office TOKEN TOKEN 通信 2019/No.2

東京都目黒区原町2-13-2
特定社会保険労務士 田邊 武範
行政書士
TEL 03-3714-6916 FAX 03-3715-5163
URL . http://www.office-token-sr.com/
E-mail . tanabe@office-token-sr.com



① 4月より労働基準法が改正され、「有給休暇の取得が義務化」されます。

労働基準法の改正により年10日以上の有給休暇の取得の権利がある社員に対して、会社は5日の有給を取得させることが義務付けられます。

① 有給休暇とは…

労働基準法では労働者の心身のリフレッシュを図ることを目的として「6ヵ月以上の継続勤務」、「全労働日の8割以上出勤」した労働者に対して以下、勤務年数に応じた有給休暇を与えることが規定されております。

有給休暇付与日数(フルタイム勤務の社員及び週30時間以上勤務のパート等)

勤続勤務年数(年)	0, 5	1, 5	2, 5	3, 5	4, 5	5, 5	6, 5以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

② 有給をとるにはハードルが…

有給は労働者が時季を指定して取得することが原則とされてきましたが、職場や同僚への遠慮やためらい、休みづらい雰囲気等の理由から取得率の低さが問題となっていました。

③ 改正によってどう変わったの???

年間に10日以上の有給が与えられる社員に対して、**年5日以上**の有給を取得させることが義務付けられました。ただし、この措置は有給を取得しない社員に対しての措置なので、**すべての社員がすでに5日以上**の有給を取得しているような会社については何も変える必要はございません。

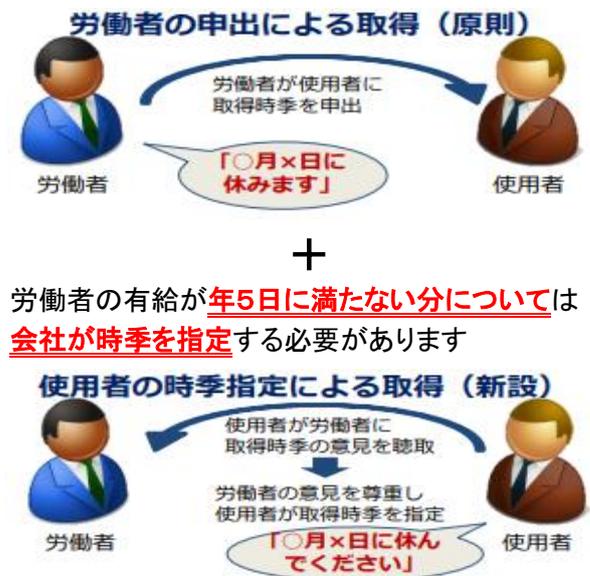
《従来》

労働者による時季の指定のみ



《H31年4月～》

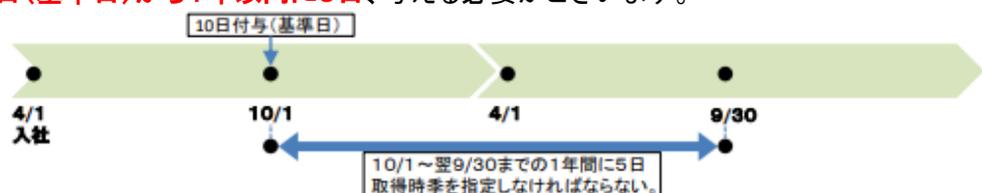
労働者による時季の指定と併せて…



④ いつまでに有給を与えなければいけないの???

労働者ごとに付与した日(基準日)から**1年以内**に**5日**、与える必要がございます。

《4月1日入社の場合》



10月1日に有給が付与されるため付与日(10月1日)から1年以内(翌年9月30日)までに5日の付与が必要です。

裏面につづく…

② 「法違反」とならないために、どのような対策が必要なの???

① 各労働者個別に時季を指定する

社員ごとに有給消化日数を把握し、取得日数が5日未満になりそうな社員に対して休みたい日にち等確認しながら有給の取得日を指定する方法

② 計画的付与制度を導入する

- (1) 会社全体で一斉に休業日を指定してその日を有給扱いとする方法
- (2) 部署ごとに休業日を指定してその日を有給扱いとする方法
- (3) 社員ごとにあらかじめ休業日を指定してその日を有給扱いとする方法

※いずれの方法もメリット・デメリットがございますので詳細は当事務所までお問い合わせください

③ 平成31年3月分(4月納付分)から協会けんぽの保険料率が改定されました。

平成31年度の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は**本年3月分(4月納付分)**からの適用になります。

	平成31年2月まで		平成31年3月～
健康保険料(東京支部)※	9, 90%	➔	9, 90%
健康保険料(神奈川支部)	9, 93%		9, 91%
健康保険料(埼玉支部)	9, 85%		9, 79%
介護保険料	1, 57%		1, 73%

※東京の健康保険料率は据え置きになります

給与計算の際は控除する保険料の金額にご注意ください。

④ 平成31年度の雇用保険料率のお知らせ(前年度と変更はございません)

	労働者負担	事業主負担	雇用保険二事業の		雇用保険料率
			失業等給付の 保険料率	保険料率	
一般の事業	3/1000	6/1000	3/1000	3/1000	9/1000
農林水産 清酒製造の事業	4/1000	7/1000	4/1000	3/1000	11/1000
建設の事業	4/1000	8/1000	4/1000	4/1000	12/1000

⑤ 学生納付特例制度のご案内

日本国内に住む全ての人は、20歳になると国民年金の加入が法律で義務付けられ、国民年金保険料を納付します。学生については、特例として、前年の所得が一定以下(※)の場合、申請により国民年金保険料の納付が猶予される制度がございます。

これを「**学生納付特例制度**」といい、制度の承認期間は、将来受給する年金額には反映されませんが、年金の受給に必要な受給資格期間に算入されます。

(承認期間を年金額に反映させるには、10年以内に保険料の追納が必要です)

① 収入の基準は???

「118万円+扶養親族等の数×38万円+社会保険料控除等」

(収入は申請者本人のみの収入を指すため、家族の方の収入の多寡は問いません)

② どこに申請するの???

- ・住民登録をしている区役所(市役所)、町村役場の国民年金担当窓口
- ・最寄りの年金事務所
- ・在学中の学校等

(在学中の学校等が学生納付特例の代行事務を行う許認可を受けている場合に限りです)